

県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領

- 1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの
 - (1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
 - (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。
 - ア 特色選抜及び帰国生徒等特例措置及び大和中央高等学校 A 選抜
令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 5 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 一般選抜及び山辺高等学校通信制課程選抜
令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 22 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 二次募集、大和中央高等学校 B 選抜及び山辺高等学校通信制課程二次募集
令和 6 年 1 月 18 日（木）午前 9 時から令和 6 年 3 月 21 日（木）正午まで
 - (3) その他必要な事項については、別に定める「令和 6 年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。
- 2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）により、特色選抜においては、令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに、二次募集においては、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、和歌山県の一般選抜等を受検している者に限ります。
- 4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
二次募集に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。ただし、三重県の後期選抜を受検している者に限ります。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）により、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 5 三重県伊賀市又は名張市に居住している者で、それぞれの市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、一般選抜においては、令和 6 年 1 月 18 日（木）から令和 6 年 2 月 22 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までに、二次募集においては、令和 6 年 3 月 21 日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 6 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの
 - (1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校及び定時制課程の分校を除きます。）に出願できます。
 - (2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

令和6年1月18日（木）から令和6年2月22日（木）までの午前9時から午後5時まで。

7 奈良県外に居住している者で、次の奈良県立高等学校で学ぶ意欲があるもの

(1) 令和6年度奈良県立高等学校入学者選抜において、次のア、イの枠組みで募集を行います。保護者の奈良県への転居は必要ありません。

ア 特色選抜において、次の(ア)、(イ)の枠組みで全国募集を行います。

(ア) 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として3年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科（コース）及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	総合学科	馬術部、 ライフル射撃部
	農業探学科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立宇陀高等学校	普通科	自転車競技部
	情報科学科	
	こども・福祉科	
奈良県立王寺工業高等学校	機械工学科	ボクシング部
	電気工学科	
	情報電子工学科	
奈良県立十津川高等学校	総合学科	ボート部

(イ) 各校の学科（コース）に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科（コース）は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科

イ 奈良県十津川村に移住し、寮生活をしながら奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者を対象に募集します。

(2) 上記(1)のアの場合、奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書（様式 15）に必要な書類を添え、令和6年1月18日（木）から同年2月5日（月）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

また、上記(1)のイの場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）に必要な書類を添え、特色選抜においては、令和6年1月18日（木）から同年2月5日（月）午後5時までに、二次募集においては、令和6年3月21日（木）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。

(3) 受入人数は、上記(1)のアの(ア)、アの(イ)、イそれぞれにおいて学校・学科（コース）ごとに募集人員の15%を上限とします。ただし、募集人員の15%を上限として合格者を決

定した結果、合格者数が募集人員に満たない場合は、15%を超えて受け入れます。

8 出願当時は奈良県内外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの

- (1) 保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1に準じて承認を得てください。
- (2) スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生活する者は、1に準じて承認を得てください。

9 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1に準じて承認を得てください。
- (2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書(様式16)により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

10 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。